

議案第53号

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成25年8月20日

三朝町長 吉田秀光

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

三朝町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和45年三朝町条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表（第2条、 <u>第6条</u> 関係）			別表（第2条、 <u>第5条</u> 関係）		
区分	報酬の額	内国旅行 の旅費	区分	報酬の額	内国旅行 の旅費
略			略		

略		三朝町職員等の旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第67号）に規定する旅費の例による。
外国語指導助手	予算の範囲内で町長が定める額	
地域おこし協力隊員		

略		三朝町職員等の旅費に関する条例（昭和45年三朝町条例第67号）に規定する旅費の例による。
外国語指導助手	予算の範囲内で町長が定める額	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。